

様式 1 公表されるべき事項

別添

国立大学法人宮城教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当については、役員の業績を考慮し、支給額を増減出来ることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

- 法人の長 { H20. 4. 1より地域手当の支給割合を5%から6%に引き上げ }
- 理事 { H20. 4. 1より地域手当の支給割合を5%から6%に引き上げ }
- 理事(非常勤) { 該当者なし }
- 監事 { 該当者なし }
- 監事(非常勤) { 改定なし }

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,861	千円 11,928	千円 5,218	千円 715 (地域手当)			
A理事	千円 13,303	千円 8,736	千円 3,822	千円 524 (地域手当) 221 (通勤手当)			
B理事	千円 13,131	千円 8,736	千円 3,822	千円 524 (地域手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 12,122	千円 7,848	千円 3,384	千円 420 (単身赴任手当) 470 (地域手当)	4月1日		◇
理事D (非常勤)	千円	年	月	千円 ()			

A監事	千円	年	月	千円	()		
B監事	千円	年	月	千円	()		
C監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円	千円	()		
D監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円	千円	()	4月1日	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

【注】「地域手当」とは民間の賃金水準を基礎として物価及び国家公務員の給与との均衡を図るために支給する手当

3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年	月			
理事A	千円	年	月			
理事B	千円	年	月			
理事A (非常勤)	千円	年	月			
理事B (非常勤)	千円	年	月			
監事A	千円	年	月			
監事B	千円	年	月			
監事A (非常勤)	千円	年	月			
監事B (非常勤)	千円	年	月			

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

運営費交付金より、人員定数及び効率化等を勘案した人件費を算出しその範囲でおこなった。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与に準拠し、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

業務遂行に関して優れた成績を修め、本学の運営に貢献した職員に対して、昇給、昇格及び勤勉手当時期における支給割合の増減をおこなっている(国家公務員に準拠)

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員に準拠)

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- ① H20. 4. 1より地域手当の支給割合を5%から6%に引き上げ
- ② 初任層を中心に若年層を限定として0.0%~1.1%の本給額の増額改定(中高年齢層は据置き)
- ③ 子等に係る扶養手当支給月額を6,000円から6,500円に引き上げ
- ④ 勤勉手当の支給割合を0.01月分引き上げ
- ⑤ 主幹教諭配置に伴う手当の新設(月額10,000円)
- ⑥ 附属学校教頭に係る管理職手当の新設
- ⑦ 附属幼稚園教諭に係る義務教育手当の引き上げ
- ⑧ ②~③を平成19年4月分から遡及にて適用した分の差額及び平成19年12月期の勤勉手当の成績率を0.05月分を加えた差額を平成20年度中に一時金として支給した

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	246	45.5	8,050	5,809	92	2,241
事務・技術	46	39.9	5,627	4,146	119	1,481
教育職種 (大学教員)	117	51.6	9,637	6,845	88	2,792
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	24	39.6	7,254	5,349	73	1,905
教育職種 (附属義務教育学校教員)	52	37.6	6,552	4,854	91	1,698
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職員 (看護師)	1					
指定職種	4	62	14,105	10,089	68	4,016

【注】常勤職員の技能・労務職種、教育職種(外国人教師等)及びその他医療職員(看護師)については、該当者が1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

在外職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与

任期付職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
技能・労務職種						
教育職種 (附属高校教員)						
教育職種 (附属義務教育学校教員)						
教育職種 (外国人教師等)						
その他医療職員 (看護師)						
指定職種						

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職員 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
指定職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

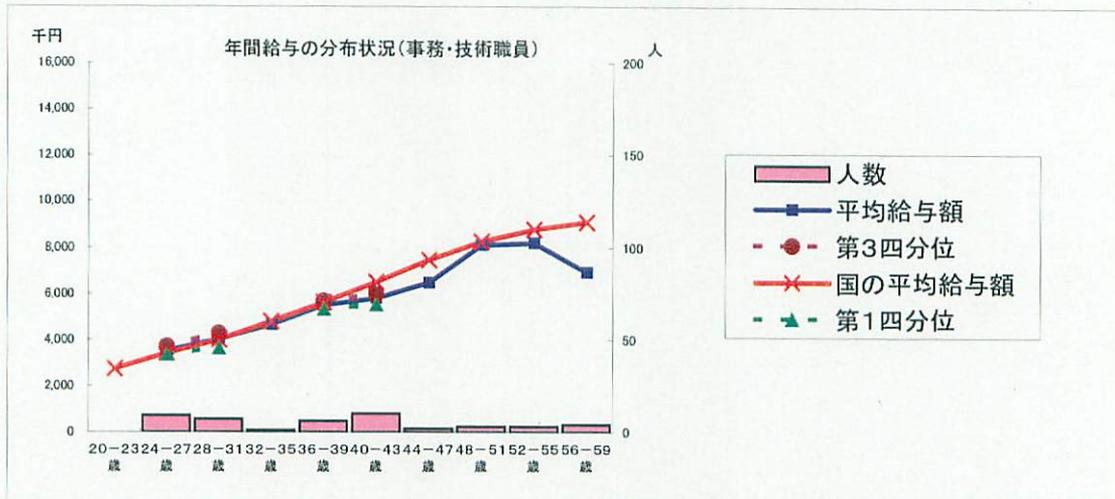
【注】再雇用職員の事務・技術については、該当者は2人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから人数以外は記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職員 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
指定職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

【注】非常勤職員のその他医療職員(医療技術職員)については、該当者が1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから人数以外は記載していない。

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



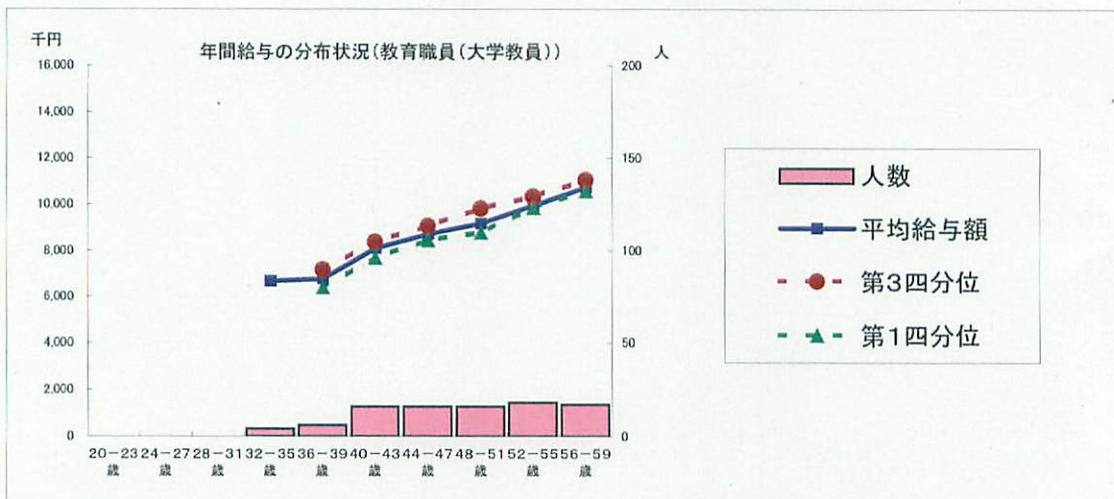
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
課長	2	53.0	-	-	-
課長補佐	4	52.5	-	8,104	-
係長	21	43.5	5,526	6,011	6,093
主任	4	47.3	-	5,508	-
係員	15	27.8	3,485	3,709	3,852

・課長補佐及び主任の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから 年間給与額の第1・第3位については表示していない。

・課長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	76	56.1	9,811	10,482	11,224
准教授	35	42.7	7,684	8,072	8,533
講師	2	34.5	-	-	-
助教	2	50.0	-	-	-
教務職員	2	52.5	-	-	-

・講師、助教及び教務職員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	係長主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長
人員 (割合)	46	10 (21.7%)	6 (13.0%)	21 (45.7%)	4 (8.7%)	4 (8.7%)	1 (2.2%)
年齢(最高～最低)		25～28	25～31	34～58	47～60	52～59	～
所定内給与年額(最高～最低)		2,924～2,270	3,225～2,478	5,171～3,368	6,245～4,947	6,199～5,942	～
年間給与額(最高～最低)		3,852～3,088	4,290～3,352	7,069～4,665	8,400～6,969	8,404～8,119	～

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
年齢(最高～最低)		～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	～

・6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	117	2 (1.7%)	2 (1.7%)	2 (1.7%)	35 (29.9%)	76 (65.0%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	32～50	44～65
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	6,670～4,414	9,164～5,877
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	9,238～6,088	13,016～8,242

・1級、2級及び3級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.6	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.4	% 32.4	% 33.4
	最高～最低	% 36.0～32.8	% 36.7～29.4	% 35.2～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 67.8	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.8	% 32.2	% 33.4
	最高～最低	% 40.4～32.0	% 37.3～29.5	% 35.8～31.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 69.4	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.5	% 30.6	% 32.0
	最高～最低	% 34.0～33.2	% 31.0～30.3	% 32.4～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 68.3	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.0	% 31.7	% 33.3
	最高～最低	% 47.6～30.8	% 50.0～29.4	% 48.3～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

92.7

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

104.2

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

98.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.7	
	参考	地域勘案 97.3
		学歴勘案 92.4
	地域・学歴勘案 97.0	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 73.4% (国からの財政支出額 3,414百万円、支出予算の総額 4,650百万円:平成20年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が73.4%であるが、対国家公務員指数92.7及び地域勘案97.3であり、累積欠損額も0円であることから給与水準は適正であると考えられる	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成20年度決算) 【検証結果】	
講ずる措置	上記の検証結果を踏まえ、更なる検証を重ね、今後も給与水準の維持に努めるものとする。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,379,619	千円 2,417,847	千円 (%) △ 38,228 (△1.6)	千円 (%) △ 142,417 (△5.6)
退職手当支給額 (B)	千円 285,366	千円 211,481	千円 (%) 73,885 (34.9)	千円 (%) 35,353 (14.1)
非常勤役員等給与 (C)	千円 167,184	千円 162,114	千円 (%) 5,070 (3.1)	千円 (%) △ 2,865 (△1.7)
福利厚生費 (D)	千円 298,272	千円 301,520	千円 (%) △ 3,248 (△1.1)	千円 (%) △ 20,018 (△6.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,130,441	千円 3,092,962	千円 (%) 37,479 (1.2)	千円 (%) △ 129,947 (△4.0)

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」の減1.6%については、H19年度における教員の定年等による退職者が7名あり、そのうちの4ポストについては定員を削減した。さらに自己都合等で退職した教員のポストの補充をしなかったため、定員の未補充ポストが1ポスト増加した。また職員の定年退職者のうち1ポストについても定員の未補充があり、これらが主な要因となっている。

また「最広義人件費」の増1.2%については非常勤役員が1名追加になり非常勤役員等給与が増加したこと及びH20年度中の退職者が数名あった為、退職手当の支給額が昨年度に比べ増加している。

中期計画については、「平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る」としており、これについては大学運営会議及び経営協議会において審議を重ね、人件費削減シュミレーションを経て、その実現のため

次のとおり「基本方針」を定めている。

①人件費改革は、常勤役員報酬・常勤教員(学部)給与・常勤職員給与・常勤教員(附属学校)給与の全てを検討対象とする。

②本人の意に沿わない退転職、待遇の著しい低下に結びつかないよう考慮する。

③本学の教育研究に支障が生じないよう、また、教育学部課程改革、教職員大学院構想を考慮した人事計画を策定する。

④H18年度中に実行計画案を決定し、H19年度から実施する。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,538,388	2,449,506	2,417,847	2,379,619
人件費削減率 (%)		-3.5	-4.7	-6.3
人件費削減率(補正值) (%)		-3.5	-5.4	-7.0

【注】「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

【注】基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし